

原則として人力による回収を実施する。重機類は使用しない。

#### a. ゴミ回収の優先順位

共通調査の枠の中にゴミが移動してこないよう、風で移動しやすいゴミは全て回収する。移動しやすいゴミ全ての回収が困難な場合には、枠に近い場所から回収する。したがって、当海岸では、以下のとおりゴミの回収範囲に優先順位を付ける。

調査枠の中央から両端 20m 範囲内にあるゴミを優先的に回収する。それ以外の範囲で、移動しやすいゴミ（1人の人力で動かせる程度のゴミ）は、調査時間の残りを勘案しつつ調査範囲を決めて回収する。

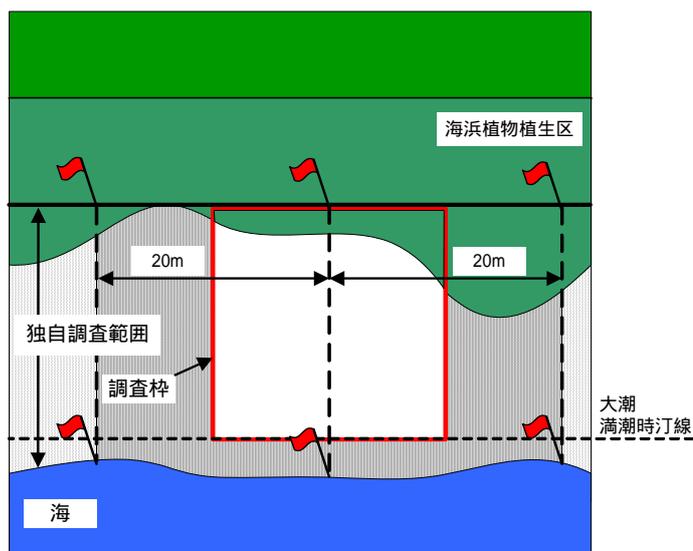


図 10 回収範囲の優先順位（山形県酒田市 飛島西海岸）

#### b. ゴミの運搬方法

調査で回収されたゴミは船外機船により法木港まで運搬し、法木港から勝浦港までは車両運搬、さらに勝浦港から酒田港までは許可運搬業者により海上輸送される。

酒田港からは、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物それぞれについて、許可業者により適切に運搬・処理される。特別管理産業廃棄物の運搬処理体制については調整中。

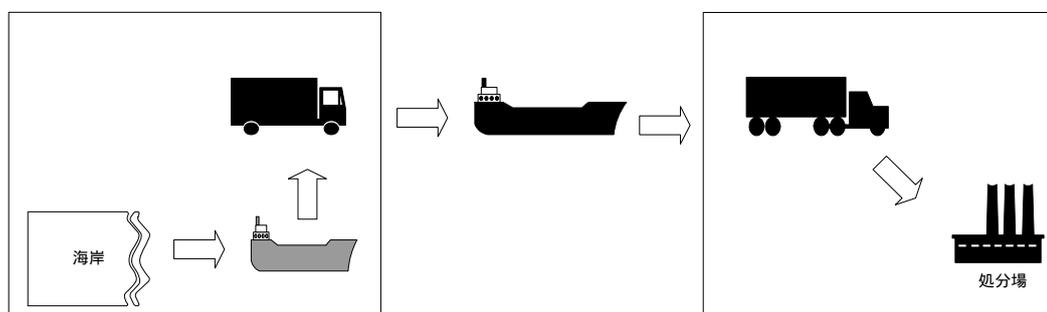


図 11 ゴミ運搬の模式図（山形県酒田市 飛島西海岸）

山形県  
 ) 赤川河口部

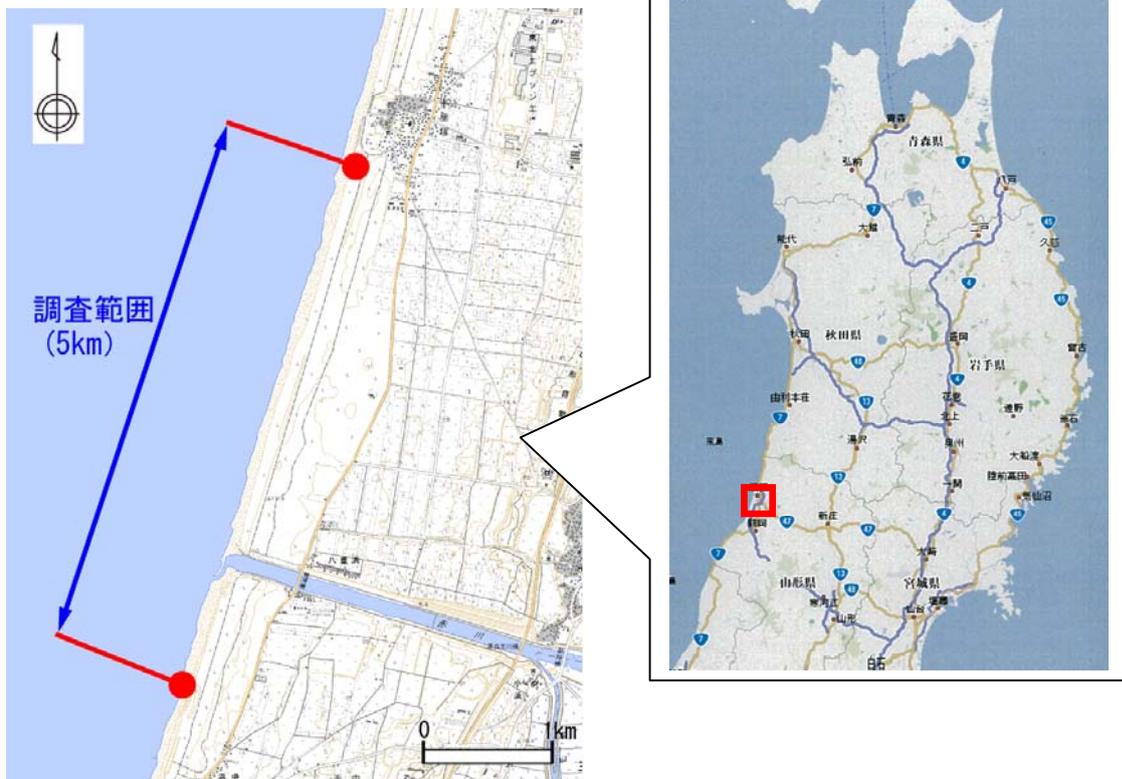


図 12 調査範囲（山形県酒田市 赤川河口部）

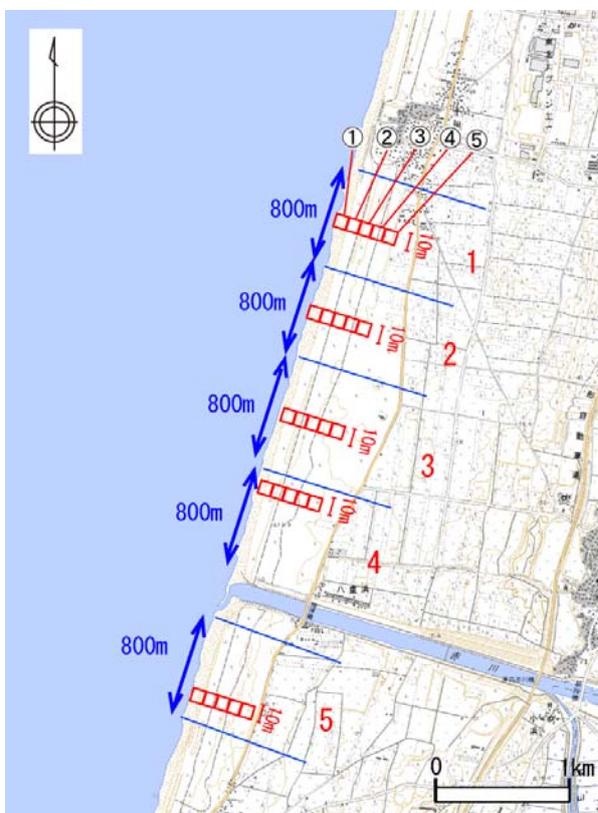


図 13 調査地点及び調査枠（山形県酒田市 赤川河口部）

ゴミの回収には、人力の他に重機類の導入を検討している。

a. ゴミ回収の優先順位

共通調査の枠の中にゴミが移動してこないよう、風で移動しやすいゴミは全て回収する。移動しやすいゴミ全ての回収が困難な場合には、枠に近い場所から回収する。したがって、当海岸では、以下のとおりゴミの回収範囲に優先順位を付ける。

調査枠両側 100m の範囲にあるゴミを優先的に調査員と重機を使って回収する。

それ以外の範囲で、移動しやすいゴミ（1人の人力で動かせる程度のゴミ）は、作業時間の残りを勘案しつつ調査範囲を決めて回収する。

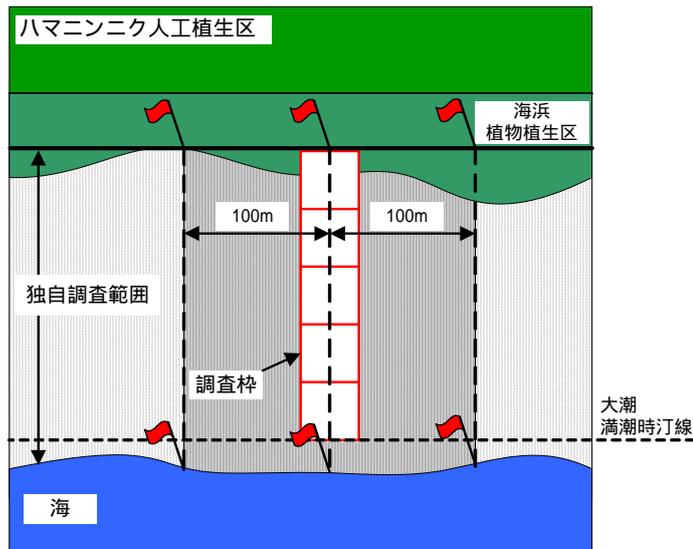


図 14 回収範囲の優先順位（山形県酒田市 赤川河口部）

b. ゴミの回収に使用する重機類等

人手による回収の他に、ゴミを効果的かつ経済的に実施できるようバックホウ、ホイールローダー等の重機の導入を検討する。



図 15 使用を検討する重機（山形県酒田市 赤川河口部）

### c. ゴミの運搬方法

調査で回収されたゴミは、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物それぞれについて、許可業者により適切に運搬・処理される。特別管理産業廃棄物の運搬処理体制については調整中。

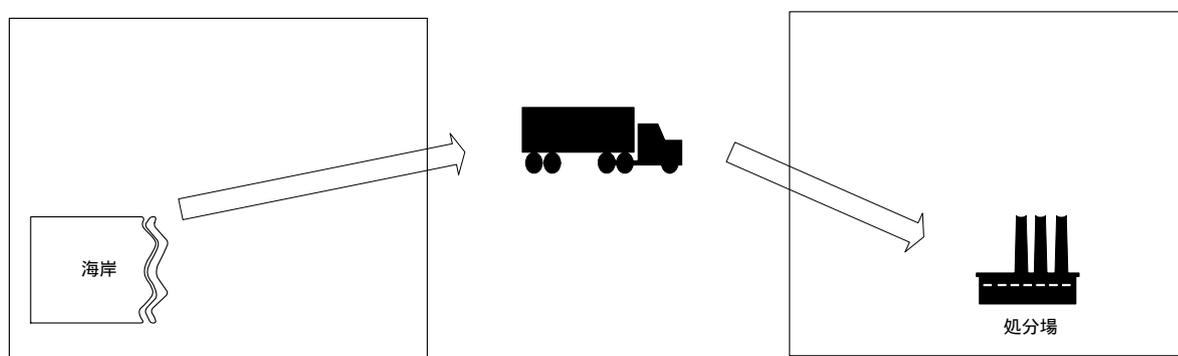


図 16 ゴミの運搬の模式図（山形県酒田市 赤川河口部）